○厚生労働省告示第二百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

第二号に次のように加える。

レ　エリブリンメシル酸塩（切除不能又は再発の乳がんの患者に投与するものに限る。）

○農林水産省告示第千三百五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の四第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十六年九月二十八日農林水産省告示第千四百八号（漁船損害等補償法第百三十八条の四の農林水産大臣が定める割合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号の表岩手県漁船保険組合の項から福島県漁船保険組合の項までの規定中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、第二号中「すべて」を「全て」に改め、第三号中「てん補すべき」を「**塡**補すべき」に、「すべて」を「全て」に改め、第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百五十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第四百十一号（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

第七号中「及びキッズモータースポーツコース」を削る。

○国土交通省告示第七百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年七月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道417号改築工事（冠山峠道路・福井県今立郡池田町田代37字冠谷地内から同町田代35字鷹巣谷地内まで）及びこれに伴う砂防設備付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　福井県今立郡池田町田代38字今ブロ谷、25字紺屋淵、24字堅平及び35字鷹巣谷地内

2　使用の部分　福井県今立郡池田町田代37字冠谷、42字田代、38字今ブロ谷、25字紺屋淵及び35字鷹巣谷地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山地内から福井県今立郡池田町田代35字鷹巣谷地内までの延長7.7㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道417号改築工事（冠山峠道路）及びこれに伴う砂防設備付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道417号改築工事（冠山峠道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される砂防設備の従来の機能を維持するための付替工事は、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道417号（以下「本路線」という。）は、大垣市を起点とし、越前市、鯖江市等を経由して、福井県南条郡南越前町に至る延長約153㎞の路線であり、岐阜県西部と福井県中南部とを連絡する幹線道路である。

本路線の沿線のうち、岐阜県揖斐郡揖斐川町及び福井県今立郡池田町（以下「本件地域」という。）は、岐阜県と福井県の県境に位置しており、本路線は、地域住民の生活道路としての役割とともに、本件地域において通過交通を担う道路として両県間の連携及び交流に大きな役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、岐阜県と福井県との県境は急峻な地形であることなどから、本件区間は不通区間となっており、現在は、代替路として林道冠山線及び林道塚線（以下「両林道」という。）が利用されているものの、これらは林道規程（昭和48年林野庁長官通知）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が多数存在するなど線形が悪いうえ、冬期間に通行止めとなるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、線形の良好な道路が新たに整備されることから、走行距離及び所要時間の短縮とともに、冬期間における通行止めの解消が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等による影響を検討したところ、本件区間及びその周囲は山間部であり、沿線に住居等が存在しないことなどから、いずれの項目においても、本件事業による影響はないものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が平成22年３月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ及び天然記念物であるイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びオオタカ等が確認されている。このうち、カモシカについては、計画路線は生息域を主にトンネルで通過することなどから影響は小さいが、起業者は、トンネル部以外における移動経路の確保等の保全措置を講ずることとしている。また、イヌワシ、クマタカ及びオオタカについては営巣がそれぞれ確認されているが、起業者は、有識者等からなる環境調査委員会の指導及び助言を受け、モニタリング調査を実施し、低騒音・低振動型機械を使用するなど生息環境に十分に留意しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等の生育が確認されているが、計画路線周辺には生育していないことなどから、影響はないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。